

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等に関するQA

※Q&Aの内容は掲載当時の内容であり、厚生労働省発出のQ&A等の内容により変更される場合があります。
令和6年8月16日時点

No.	質問事項	回答
契約		
1	R6年からの予防介護契約書・重要事項について (三者契約、二者契約(委託)、指定事業所契約)	それぞれの状況により、契約当事者間が決めることでよい。
2	3者契約時の訪問について	基本は2者契約の時と同様。原則初回は包括が同行訪問する。
3	重要事項説明書について、委託の継続の場合は、「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント費改定のお知らせ」による料金変更のみの説明でよいか。	「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント費改定のお知らせ」により利用者に説明、同意を得た場合、新たに重要事項説明書を取り直す事は不要。 (以前、年度途中で消費税変更に伴う料金変更となった際にも同様の対応を行っている)
4	まだ指定は受けていない事業所と、三者契約を結ぶことは可能か。(指定を受けるかどうか「様子見で」と言う事業所もあるので)	参考で示した契約書の内容であれば可能であると考えるが、文頭の「指定介護支援事業所が行う」は適宜修正が必要。
5	住所地特例の人が指定事業所と直接契約は可能か。	可能。本人と指定事業所との直接契約でよい。 ただし、事業所は、保険者宛の新規指定申請が必要。
6	包括との委託契約から利用者との直接契約に変更となった場合、プランの原本の保管場所は包括になるのか？	包括から委託を受け作成した期間のプランの原本は、直接契約に変更しても、その期間の契約を行っている包括で保管。 直接契約になった時点で、利用者の状態等に変更がなく、現行の介護予防サービス計画を見直す必要がないと判断される場合は、「軽微な変更」に該当するものとして、介護予防サービス計画作成事業所を修正することで可能。(計画期間の変更も不要) ただし、この場合は、計画の新規作成プロセスを踏まえるものではないため、介護報酬上における初回加算の算定要件は満たさないものとして取り扱う。(事業所変更を機に計画の見直しを行う場合は、初回加算を算定して差し支えない。初回加算についてはQ15参照) また「軽微な変更」の場合、利用者の署名は必須ではありません。ただし、署名がない場合は、支援経過記録に説明日時(同意日)、相手方、説明内容について記載すること。
7	指定介護予防支援事業所と直接契約している利用者の方が、途中で総合事業のみの利用になった場合の契約や実績処理の流れについて	契約について、3者契約の場合は取り直し不要。そうでない場合は、包括と利用者との2者契約が必要となり、指定介護予防支援事業所は包括から委託を受けて支援を行うこととなる。 この際、実績報告は包括へ提出すること。
8	サービス内容が変更し、ケアマネジメントAに変わった時等は委託で契約書を取り直すのか。	3者契約の場合取り直し不要。 そうでない場合は、包括と利用者との2者契約書を取り直す必要あり。
9	契約書と重要事項説明書について	桑名市ホームページに掲載。 トップページ > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護 > 事業者向け情報 > 居宅介護支援 【URL】 https://www.city.kuwana.lg.jp/kaigo/kenkou/jigyousha/27-70468-230-375.html
10	現在包括からの委託で受けている予防利用者の対応について、4月以降は包括又は居宅選択できるのかそのまま包括契約のみとなるのか。	4月以降の契約については、利用者様に説明のうえ、委託契約又は直接契約を選択すること。

11	直接契約となった場合の市への提出書類について	居宅届の提出が必要。(電子申請でも可能)
12	桑名市のホームページに掲載されている予防の契約書と重要事項の案ですが、〇〇の部分に各包括や居宅の事業所名を入力して作成してよいか。	雛型を活用して頂いて構いませんが、適宜内容を精査すること。
13	契約書に居宅や包括の公印はなしで担当者のサインでよしになると公印を押すための持ち帰りの手間が省けるように思うが、公印は必要か。 また、包括ごとに対応が変わるのではなく、統一できないか。	介護保険最新情報Vol.1140には、契約書の押印は必ずしも必要ではないが、裁判等の際には、押印による本人の意見に基づいて行われた契約としての証拠となることから、契約当事者が適宜判断するものであり、統一的な運用を示すことはできない。
14	2者契約書の契約当事者欄を訂正し委託から直接契約へ変更してよいか。	契約書の訂正は契約内容や事業所名の変更に限る。 契約当事者そのものが変更となる場合は新たに契約の締結が必要。
加算		
15	初回加算は予防→Aになった時、またその逆の時ごとに算定できるのか。	R6.3.29 介護保険最新情報Vol.1245 参照 問7【介護予防支援】 ○ 初回加算 居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防サービス計画を作成していた利用者について、当該居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受け、当該利用者に対し直接介護予防支援を提供する場合、初回加算を算定できるのか。 (答) 算定可能。なお、初回加算は指定介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであるため、お尋ねの事例においては、原則として改めてアセスメント等を行った上で介護予防サービス計画を作成する必要がある。 あくまでも「新規で」介護予防サービス計画または介護予防プランを作成した時に算定可能。 また、厚労省の通知による「新規」とは、過去2か月以上介護予防ケアマネジメントまたは介護予防支援を提供していない利用者に対し新たに介護予防ケアプランまたは介護予防サービス計画を作成した場合をいう。 根拠:厚労省サービス関係Q&A集 No.1714 【参考通知】 ①介護保険最新情報Vol454 問189(初回加算の考え方) ②介護保険最新情報Vol 69 問62(新規の考え方)
16	委託連携加算の算定の可否	・包括が委託する時→できる ・直接契約の時→できない ・委託契約から指定契約になった時→できない ・指定から委託の時→できる なお、原則1人の利用者に対して、1回のみ算定が可能
17	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント に関する質問 <算定除外となるような対象者の検討はしていただけるのか> ※困難事例や金銭的な問題、または市からの入所案件で【この施設でしか生活ができない】となったケースが多く【同一敷地内】【20人以上】の算定要件に合致しているケースを多く抱えている。その為上記理由から算定除外となるような対応を検討していただくことは難しいのでしょうか。	入所者の状態等、それぞれの事情があることや、現場の大変さは十分理解しております。しかしながら、国(厚労省)の基準に基づき算定のため、市独自の基準の設定は困難です。
その他		

18	今まで福祉用具を貸与されて来られた方が今改正で購入に変更された場合、サービス担当者会議やプラン変更が必要か。	軽微な変更に該当するので担当会議やプラン変更は不要。但しその旨を本人・家族に説明し支援経過記録に記載は必要。
19	指定→委託→指定は都度届出を提出すればよいか。	居宅の変更届は提出が必要。電子申請も可能。
20	指定介護予防支援事業所から包括へ提出する書類について中間評価は必要か。	中間評価については、支援経過への記載でも可となっており、包括支援センターへの報告は必須ではないが、確認を求められた際は、すぐに提示できるようにすること。 【参考通知】 「介護予防支援業務の実施に当たり重点化・効率化が可能な事項について」(平成19年7月23日老振発第0723001号・老老発第0723001号) (※委託の場合であっても、取り扱いは同じです)
21	包括から居宅へ委託の場合の「介護予防支援・ケアマネジメント業務委託料請求書」は、電子での提出でも可能か。	包括と居宅の契約における請求書のため、包括(所属の法人)のルールで対応すること。 参考) 市はR5年から電子での提出も可能。
22	直接契約の利用者の軽度者申請に、包括のサインが必要か。	不要。 直接契約の場合、包括欄は空欄で構いません。
23	委託契約から直接契約に変更となった場合、包括への評価表の提出は必要か。	不要。 プランはそのまま、契約のみ変更の場合は、軽微な変更にあたるため、契約変更になった時点での評価表の提出は不要と考える。
24	指定を受けた居宅がプランを作成した場合の包括のコメントは必要か。	直接契約の場合、包括のコメントは不要。 (介護予防支援業務に係る関係様式も、以前まで「地域包括支援センター」と記載されていた箇所が、「介護予防支援事業所」と変更されています。) 【参考】 介護予防支援業務に係る関係様式例の提示について(平成18年3月31日老振発0331009号)
25	負担割合証は書面で確認が必要か。	書面ではなく、Kintoneを用いたオンラインでの確認で問題なし。確認したことがわかるようにすること。(支援経過への記録、Kintoneでの確認画面のコピー等)。ただしKintoneの場合、被保険者番号のみでの確認となるため、十分に注意すること。
26	3者契約を締結した場合にケアプランの原本はどこで保管すべきか。	ケアプランの原本は担当する介護予防支援事業所で保管すること。 包括支援センターが委託する場合は包括支援センター、介護事業所が直接実施する場合は介護事業所となる。
27	プランにおける利用者の同意について	本人の同意は必要。 署名はもちろん、電磁的方法による同意も可能ですが、利用者の同意が得られたことがわかるよう、メール等の記録は保管すること。